

やまなし子ども・子育て支援条例（仮称）骨子の概要

前文

富士山、八ヶ岳、南アルプスなど雄大な山々の麓にある、四季折々の美しい景観や水と緑にあふれる豊かな自然の中で、山梨県の未来を担う子どもたちが、自らを大切に思う気持ちと他者を思いやる心をはぐくみ、夢や希望を持って、健やかに成長していくことは、県民すべての願いであります。

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、いじめや虐待、貧困などの問題は、山梨県の未来に大きな影響を与えることが懸念されています。

子どもたちの将来が、生まれた家庭の状況や育った環境によって左右されることのないよう、子育ては社会全体で取り組む気運の醸成が必要であり、地域における継続的な支援が求められています。

それと同時に、お父さん、お母さんをはじめ、子育てを担うすべての人が子育てしながら働きやすい環境を整備することも必要です。

このような認識のもと、私たち県民は、豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくみ「子どもの健やかな成長」が最大限に実現される社会を構築するため、この条例を制定します。

目的

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、教育関係者及び事業主の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が図られ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

定義

- ・「子ども・子育て支援」
- ・「子ども」
- ・「保護者」

基本理念

- ・すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重される。
- ・保護者が子育てについての第一義的責任を有する。
- ・すべての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにする。
- ・家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮する。
- ・県、市町村、県民、教育関係者、事業主等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組む。

関係者の責務・役割・連携等

県の責務

- ・国、市町村、県民、教育関係者、事業主等と緊密に連携し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進する。

保護者の役割

- ・生活の基盤である家庭等において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てよう努める。

県民の役割

- ・子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、地域社会と一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努める。

教育関係者の役割

- ・子どもの安全の確保及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくりに努める。

事業主の役割

- ・その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努める。

市町村との連携等

- ・子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、子ども・子育て支援に関する施策については、市町村に対し必要な助言及び適切な援助を行う。

基本的施策等

子どもの成長に応じた切れ目のない支援

育ちの場の充実

地域における子育て支援体制等の充実

子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

子ども及び保護者の健康の増進等

家庭教育に対する支援

次代の子育てを担う者への支援

経済的負担の軽減

雇用環境の整備

子ども及び保護者からの相談への対応

特別な支援を必要とする子ども等への支援

生活環境の整備等の促進

災害時における子ども・子育て支援

- ・災害発生時に国、市町村、教育関係者等と連携し、子どもの心のケア、就学及び学習に関する支援を継続的に推進する。

やまなし子育ての日

- ・子育ての重要性を認識し、子育て支援に関する気運を醸成するため毎年11月19日をやまなし子育ての日とする。
- ・前項の趣旨を踏まえ、県民の子育てに関する関心と理解を深め、子育て支援に関する活動を促す取り組みを行う。

支援体制の整備等

基本計画の策定

- ・基本的な計画の策定
- ・県民等の意見の反映
- ・速やかな公表

実施状況の公表

- ・毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況の公表

広報

- ・子ども・子育て支援に係る情報を適時かつ適切に得ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携した、広報活動

推進体制の整備

- ・市町村、県民、教育関係者、事業主等と相互に連携して、子ども・子育て支援に関する施策推進のため、必要な体制の整備

財政上の措置

- ・子ども・子育て支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。